

# エネとくスマート 1 i f e プラン

(需給契約要綱)

2026 年 1 月 19 日実施

北海道電力株式会社

# エネとくスマート | i f e プラン

## 1 契約種別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、エネとくスマート i f e プランといたします。

## 2 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- (2) 次のイ、ロ、ハまたはニに該当するものであること。

イ 電気式エア・コンディショナー（以下「エアコン」といいます。）以外のヒートポンプを利用した電気暖房機を使用する需要であること。

ロ エアコンを使用し、かつ、需要場所におけるすべての給湯設備に要する熱源を電気でまかぬ需要であること。

ハ ヒートポンプを利用した電気給湯器を使用する需要であること。

ニ 定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングを使用する需要であること。ただし、定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングのみを使用する需要を除きます。

## 3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

## 4 契約電力

- (1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この契約要綱により新たに電

気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この契約要綱により新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この契約要綱によって受けた電気の供給とみなします。

- ロ 需要場所における主開閉器の定格電流を増加される場合等で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
  - ハ 需要場所における主開閉器の定格電流を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における主開閉器の定格電流等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (2) 需要場所における主開閉器または負荷設備を変更される場合は、あらかじめ申し出でいただきます。

## 5 期 間 区 分

期間区分は、次のとおりといたします。

- (1) 冬 期 間  
毎年 11 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。
- (2) その他期間  
冬期間以外の期間をいいます。

## 6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	689円70銭
---------------	---------

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の期間区分ごとの使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	冬期間	30円80銭
	その他期間	30円80銭

## 7 使用電力量の算定

料金の算定期間の期間区分ごとの使用電力量は、期間区分ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、

料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の期間区分ごとの使用電力量を合計した値といたします。

## 8 そ の 他

- (1) ヒートポンプを利用した電気暖房機もしくは電気給湯器、定格電圧 200 ボルトの電気ロードヒーティングまたは給湯設備を取り付けもしくは取り替えまたは取り外しされる場合は、当社に申し出でいただきます。
- (2) 当社は、2 (対象となるお客さま) (2)イ、ロ、ハまたはニに該当する需要であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していくことがあります。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (4) この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- (5) 最大需要電力が 50 キロワット以上となる場合は、需給契約の変更についてすみやかに協議するものとし、協議が整うまでの間は、この契約要綱に準じて取り扱います。
- (6) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

# 附 則

## 1 実 施 期 日

この契約要綱は、2026年1月19日から実施いたします。

## 2 夜間蓄熱型機器の計量等にかかる取扱い

### (1) 適 用

(2)に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）の使用電力量について  
その他の負荷設備とは別に計量する供給設備が設置されている場合は、専用の屋内電路  
を施設し、直接接続された夜間蓄熱型機器に限り、当該夜間蓄熱型機器の使用電力量に  
ついてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該一般送配電  
事業者等は、次のいずれかの時間（以下「夜間通電時間」といいます。）以外の時間は、  
適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしや断いたします。

イ 每日午後11時から翌日の午前7時までの時間

ロ 每日午前1時から午前6時までの時間

### (2) 夜間蓄熱型機器

イ 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間通電時間に通電する機能を有し、通電時間中に  
蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいま  
す。

ロ イの「主として夜間通電時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客様が当該機器への主たる通電時間を夜間通電時間とすることのできる装置  
を取り付けた場合

(ロ) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等の夜間通電時間以外の時間に当該機器へ  
の電気の供給をしや断する装置または計量器が取り付けられている場合

ハ 夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申  
し出させていただきます。

ニ 当社は、イに定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、  
当社は、夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。